

第14回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

COREDO室町1（コレド室町1）
日本橋三井ホール（受付：4階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬枠設定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも議案の内容等の一部をご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4189/>



証券コード 4189

発信日 2024年3月4日
電子提供措置の開始日 2024年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社
代表取締役社長 高 橋 理 夫

第14回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第14回 定時株主総会招集ご通知」及び「第14回 定時株主総会資料」として掲載しておりますので、そのいずれかにアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

URL <https://www.khneochem.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスし、「株主・投資家情報」、「株式・社債情報」、「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【定時株主総会招集ご通知 掲載ウェブサイト】

URL <https://d.sokai.jp/4189/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

URL <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトへアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「KHネオケム」(KHは全角)を、あるいは「コード」に当社証券コード「4189」(半角)を入力・検索のうえ、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができます。議決権行使につきましては、お手数ながら、後記の「議決権行使についてのご案内」(3～4ページ)をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日 時	2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2.	場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1（コレド室町1） 日本橋三井ホール（受付：4階） （ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3.	目的事項 報告事項	1. 第14期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬枠設定の件

<招集にあたっての決定事項>

- 郵送により議決権を行使された際、議決権行使書用紙に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 郵送による方法（議決権行使書用紙）とインターネット等による方法とで重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

以上

- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨と、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・ 法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次の事項は、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて掲載しております。
 - ・ 事業報告における主要な営業所及び工場等、使用人の状況、主要な借入先の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・ 連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・ 計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表
- 従いまして、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご返送ください。

行使期限 2024年3月25日(月曜日) 午後5時40分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



スマートフォンでQRコードを読み取っていただくか、パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使ください。

行使期限 2024年3月25日(月曜日) 午後5時40分行使分まで

<議決権電子行使プラットフォームのご利用について>

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年3月26日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1(コレド室町1) 日本橋三井ホール(受付:4階)
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

<代理人による議決権行使>

当社の議決権を有する他の株主1名様を代理人として本定時株主総会にご出席いただくことができます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

「議決権行使コード」・「パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

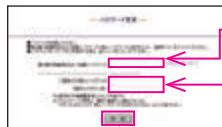
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネット ヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

インターネット等による議決権行使の際のご注意

- 1 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、初回ログインの際に「パスワード」を変更いただきますのでご了承ください。
- 2 パスワードを一定回数以上間違えるとロックされて使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 4 インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5 「パスワード」（株主様が変更されたものも含まれます。）は本定時株主総会のみ有効です。
- 6 インターネット等による議決権行使は、2024年3月25日（月曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- 7 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご使用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
- 8 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきまして、今後の成長分野への投資と内部留保とのバランスを勘案しつつ、継続的かつ安定的な配当に努めることを基本方針としております。

第14期（当期）の期末配当につきましては、上記方針のもと、当期の連結業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、1株につき45円とさせていただきますと存じます。これにより中間配当金（1株につき45円）と合わせた年間の配当金は、1株につき90円となります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 45円 総額 1,671,703,020円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2024年3月27日

1 変更の理由

当社は、取締役会における監督機能の強化を図ることを目的として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。加えて、単元未満株式を保有する株主の皆様の利便性向上を目的として、単元未満株式の買増請求に係る規定を新設いたします。また、これらの規定の新設・削除に伴う条数の修正、その他所要の変更を行うものです。

上記に伴い、次のとおり当社定款を変更するものです。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が生じるものとします。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>

現行定款	変更案
<p>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第10条 当社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）またはその発行する新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の株主は、当会社に対して、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、<u>前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものと看做す。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は<u>取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものと看做す。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任の免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は3名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任の免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の<u>損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 > < 削 除 > < 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>5 補欠監査役の選任方法は、本条第2項の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任の免除)</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>< 新 設 ></p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
	<p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第36条～第39条 (省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(締結済責任限定契約に関する特則)</u></p> <p>第1条 平成28年6月10日以前に社外取締役及び社外監査役と締結済の責任限定契約については、平成28年6月10日発効以前の定款の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第14回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く） 6名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（8名）が任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	ジェンダー	当社における地位及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況（当期）
1	たかはし みちお 高橋 理夫 再任	男性	代表取締役社長 社長執行役員	16回／16回 (100%)
2	にいや たつろう 新谷 竜郎 再任	男性	取締役 常務執行役員 管掌：経営戦略、購買、マーケティング、 営業、物流	16回／16回 (100%)
3	はまもと まさや 濱本 真矢 再任	男性	取締役 常務執行役員 管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・ コンプライアンス、内部統制、リスク管理、 ESG推進	16回／16回 (100%)
4	みやりり さよこ 宮入 小夜子 再任 社外 独立役員	女性	社外取締役（独立役員） 株式会社スコラ・コンサルト パートナー 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 日本製罐株式会社 社外取締役	16回／16回 (100%)
5	つちや じゅん 土屋 淳 再任 社外 独立役員	男性	社外取締役（独立役員） 株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長 綜研化学株式会社 社外取締役	16回／16回 (100%)
6	きくち ゆうじ 菊池 祐司 再任 社外 独立役員	男性	社外取締役（独立役員） 東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士	16回／16回 (100%)

当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、各氏を同様に独立役員として指定し届け出る予定です。

候補者番号

1

再任

たかはしみちお

高橋 理夫 (1965年2月15日生)



略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 協和醸酵工業株式会社 入社
2011年 7月 協和発酵ケミカル株式会社 (現 当社) 基礎化学品事業部長
2013年 3月 当社 取締役・執行役員
2016年 3月 当社 常務取締役・執行役員
2017年 3月 当社 取締役副社長・執行役員
2019年 3月 当社 代表取締役社長・執行役員
2020年 3月 当社 代表取締役社長・社長執行役員 (現任)

所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

25,185株 (18,285株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、VISION 2030の実現に向けて強いリーダーシップを発揮しており、諸施策を通じて当社グループの一層の発展に寄与しております。また、当社グループ経営に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

再任

に いや たつろう

新谷 竜郎 (1964年6月1日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

11,363株 (7,263株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1988年 4月 協和醸酵工業株式会社 入社
2013年 7月 当社 事業本部化学品営業部長
2016年 1月 当社 執行役員
2017年 3月 当社 取締役・執行役員
2019年 3月 当社 常務取締役・執行役員
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員 (現任)

<現在の担当>

管掌：経営戦略、購買、マーケティング、営業、物流

取締役候補者とした理由

業務執行取締役として、経営戦略、購買、マーケティング、営業、物流を統括し、収益拡大への貢献や事業基盤の強化を推進するなど、責任を適切に果たしております。当社事業における豊富な経験・実績・見識を有しており、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

再任

はまもと ま さ や

濱本 真矢 (1960年6月20日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

16,818株 (5,718株)

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1985年 4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
2011年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行)
大阪営業第一部長
2014年 4月 株式会社みずほ銀行 執行役員 営業第五部長 (2015年3月 退任)
2015年 4月 興銀リース株式会社 (現 みずほリース株式会社) 執行役員
2015年 6月 同社 取締役 兼 執行役員 経営企画部長
2016年 4月 同社 常務取締役 兼 常務執行役員 経営企画部長
(2019年5月 退任)
2019年 6月 当社 入社
2019年 9月 当社 上席執行役員
2020年 3月 当社 取締役・常務執行役員 (現任)

<現在の担当>

管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・コンプライアンス、内部統制、
リスク管理、ESG推進

取締役候補者とした理由

業務執行取締役として、経理・財務、IR、法務・コンプライアンス、内部統制、
リスク管理等を統括し、経営の効率化及び透明性の向上、リスク管理の強化、
ESGを推進するなど、責任を適切に果たしております。金融業界の要職を歴任
し、財務・会計分野に加え、経営者としても豊富な経験・実績・見識を有してお
り、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、取締役としての
選任をお願いするものです。

候補者番号

4

再任

みやいり さよこ

宮入 小夜子 (1956年11月12日生)

社 外

独 立 役 員



所有する当社の株式数

4,100株

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1979年 4月 株式会社日立製作所 入社
1982年 7月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ アジア総本部 入社
1986年 3月 株式会社パソナ 入社、株式会社エデュコンサルタント
(現 株式会社スコラ・コンサルタント) 出向・転籍
2000年 4月 株式会社スコラ・コンサルタント パートナー (現任)
2000年 4月 日本橋学館大学 (現 開智国際大学) 助教授
2005年 1月 株式会社スコラ・コンサルタント 取締役
2008年 4月 日本橋学館大学 (現 開智国際大学) 教授
2019年 3月 当社 社外取締役 (現任)
2020年 8月 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 (現任)
2022年 4月 開智国際大学 名誉教授・客員教授 (現任)
2022年 6月 日本製罐株式会社 社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>

- 株式会社スコラ・コンサルタント パートナー
東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役
日本製罐株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に組織・人材開発における専門的見地から、人材育成や従業員エンゲージメントの向上に関し意見・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全8回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

5

再任

つちやじゅん

土屋 淳 (1952年10月23日生)

社 外

独 立 役 員



所有する当社の株式数

800株

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1981年 4月 米国 アルゴンヌ国立研究所 入所
1983年 5月 米国 ローレンスバークレー国立研究所 入所
1984年 2月 三菱化成工業株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社) 入社
1999年 1月 同社 米国子会社 Verbatim Corporation, President 出向
2001年 4月 三菱化成株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社)
経営企画室 部長 (2002年1月 退職)
2002年 2月 株式会社ローム・アンド・ハースジャパン
(現 ダウ・ケミカル日本株式会社) 取締役 (2006年12月 退任)
2007年 1月 ヘレウス株式会社 代表取締役社長 (2018年9月 退任)
2018年10月 株式会社土屋インターナショナルコンサルティング
代表取締役社長 (現任)
2019年 6月 綜研化学株式会社 社外取締役 (現任)
2020年 3月 当社 社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>

株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長
綜研化学株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に経営及び技術的見地から、当社のビジネス全般に関し意見・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全8回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

6

再任

きくちゆうじ

菊池 祐司 (1964年2月15日生)

社 外

独 立 役 員



所有する当社の株式数

500株

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士登録
坂野・瀬尾・橋本法律事務所（現 東京八丁堀法律事務所） 入所
2002年 4月 東京八丁堀法律事務所 パートナー
2003年 3月 証券取引等監視委員会（事務局総務検査課） 勤務
2005年 3月 東京八丁堀法律事務所 復帰 パートナー（現任）
2010年 6月 イヌイ倉庫株式会社（現 乾汽船株式会社） 社外監査役（2014年9月 退任）
2014年 6月 NEC ネットズエスアイ株式会社 社外監査役 退任（2022年6月 退任）
2020年 3月 当社 社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に弁護士としての専門的見地から、リスク管理、コーポレートガバナンスの強化に関し意見・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された全8回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も客観的な立場から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者（社外取締役候補者を除く。）が所有する当社の株式数には、業績連動型株式報酬制度に基づき役員退任後に交付される予定の株式の数（業績連動型株式報酬制度において付与済みのポイントに相当する株式数）を含めて表示しています。
2. 宮入小夜子氏の戸籍上の氏名は、茨城小夜子です。
 3. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 4. 宮入小夜子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。土屋淳氏及び菊池祐司氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
 5. 当社と宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。各氏が選任された場合には、当社は各氏との当該契約を継続する予定です。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。
 7. 当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏及び菊池祐司氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	ジェンダー	当社における地位及び担当重要な兼職の状況	取締役会／監査役会出席状況（当期）
1	たかはし いさお 高橋 功 新 任	男性	常務執行役員 経営管理部長	—
2	かわい かずひろ 河合 和宏 新 任 社 外 独 立 役 員	男性	社外監査役（独立役員） 株式会社きらぼし銀行 社外監査役	16回／16回 （100%） 12回／12回 （100%）
3	たむら けいこ 田村 恵子 新 任 社 外 独 立 役 員	女性	社外監査役（独立役員） あさひ法律事務所 パートナー弁護士 農中信託銀行株式会社 社外監査役	16回／16回 （100%） 12回／12回 （100%）

当社は、河合和宏氏及び田村恵子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、各氏を同様に独立役員として指定し届け出る予定です。

候補者番号

1

新任

たかはし
高橋

いさお
功 (1964年8月30日生)



所有する当社の株式数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

3,474株 (2,474株)

当期に開催の取締役会出席率

—

当期に開催の監査役会出席率

—

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1988年4月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入社
2012年10月 アステラスビジネスサービス株式会社 企画部長
2014年10月 同社 業務部長
2017年10月 当社 入社
2019年1月 当社 総務部長
2020年1月 当社 執行役員 コーポレート担当役員（人事・法務・総務・IT・コンプライアンス）経営管理部長
2021年4月 当社 執行役員 経営管理部長
2023年4月 当社 常務執行役員 経営管理部長（現任）

<現在の担当>

経営管理部長

監査等委員である取締役候補者とした理由

製薬業界及び当社において管理部門における幅広い実務経験があり、人事・総務・株式等に関する豊富な知見を有しております。また、当社の常務執行役員として、十分な実績があり、特にガバナンス及びコンプライアンスについて精通していることから、当社の経営の監督・監査を遂行していただくとともに、経営全般への助言を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材だと判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

新任

かわい かずひろ

河合 和宏 (1959年5月16日生)

社

外

独

立

役

員



所有する当社の株式数

1,100株

当期に開催の取締役会出席率

16回／16回 (100%)

当期に開催の監査役会出席率

12回／12回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年 4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
2009年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行)
資産監査部長
2012年 4月 同行 執行役員コーポレート審査部長 (2014年 4月 退任)
2014年 5月 新日鉄興和不動産株式会社 (現 日鉄興和不動産株式会社)
常務執行役員
2014年 6月 同社 常務取締役
2018年 4月 同社 取締役 (2018年 6月 退任)
2018年 5月 株式会社きらぼし銀行 社外監査役 (現任)
2019年 5月 日本経営システム株式会社 非常勤監査役 (2021年 6月退任)
2020年 3月 当社 社外監査役 (現任)

<重要な兼職の状況>

株式会社きらぼし銀行 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における審査実務や経営に関する豊富な経験と会計及び内部統制に関する十分な知見を有しており、2020年3月から当社の監査役を務めた経験とともに、同氏の豊富な経営者としての経験を活かして当社経営の監督・監査を遂行していただくことを通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

新任

たむらけいこ

田村 恵子 (1963年8月11日生)

社 外
独 立 役 員



略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1992年4月 弁護士登録
東京八重洲法律事務所 (現 あさひ法律事務所) 入所
1998年4月 あさひ法律事務所 パートナー (現任)
2014年6月 農中信託銀行株式会社 社外監査役 (現任)
2016年6月 オーデリック株式会社 社外取締役 (監査等委員) (2022年6月退任)
2020年3月 当社 社外監査役 (現任)

<重要な兼職の状況>

あさひ法律事務所 パートナー弁護士
農中信託銀行株式会社 社外監査役

所有する当社の株式数

0株

当期に開催の取締役会出席率

16回/16回 (100%)

当期に開催の監査役会出席率

12回/12回 (100%)

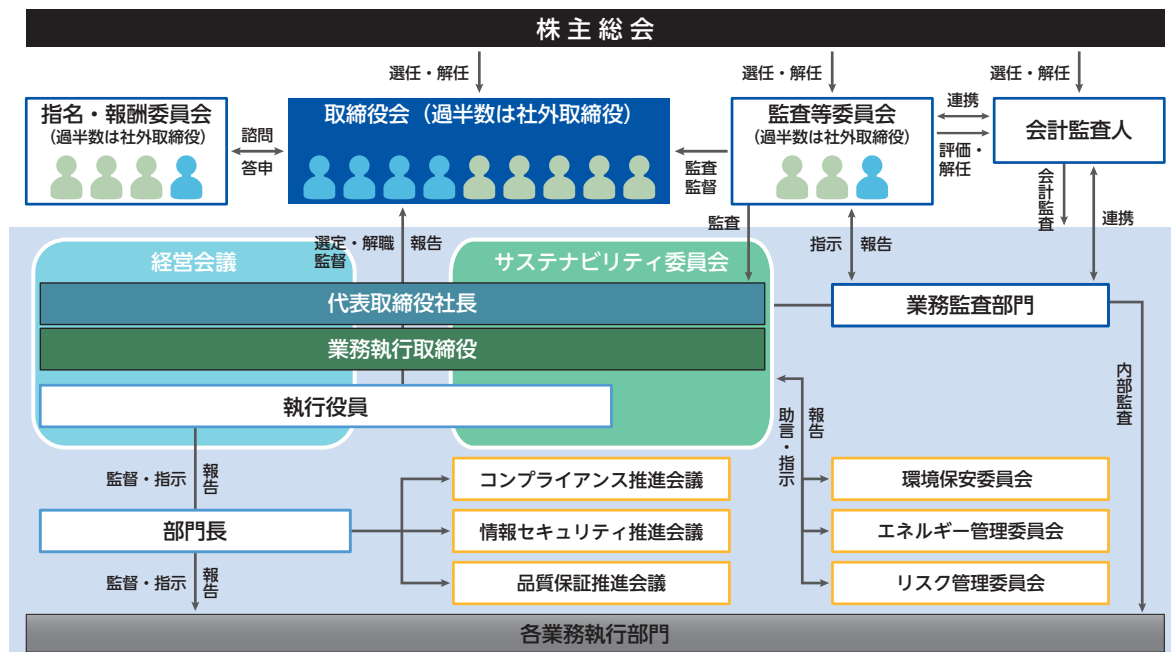
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、金融分野及び企業法務について豊富な専門知識を有しており、社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、2020年3月から当社の監査役を務めた経験とともに、同氏の有する豊富な弁護士としての経験を活かして当社経営の監督・監査を遂行していただくことを通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献する人材と判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 高橋功氏が所有する当社の株式数には、業績連動型株式報酬制度に基づき役員退任後に交付される予定の株式の数(業績連動型株式報酬制度において付与済みのポイントに相当する株式数)を含めて表示しています。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 河合和宏氏及び田村恵子氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 当社と河合和宏氏及び田村恵子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。高橋功氏、河合和宏氏及び田村恵子氏が選任された場合には、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る監査等委員である取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。
6. 当社は、河合和宏氏及び田村恵子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

(ご参考)

監査等委員会設置会社移行後の当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりです。



(取締役候補者の指名の方針)

当社の取締役候補者の指名に関しては、取締役として必要なスキル等を踏まえ、的確かつ迅速な意思決定に寄与する能力の有無や適材適所の観点、ジェンダー等のダイバーシティを勘案したうえで、取締役会の諮問を受けた任意の指名・報酬委員会が総合的に検討した結果を答申し、取締役会において決定しております。

当社取締役としての必要なスキル等としては、経営に対して貢献が期待される「企業経営」、「業界の知見」、「製造・研究開発・イノベーション」、「財務・会計」、「営業・マーケティング」、「ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理」、「人材開発・ダイバーシティ」の7項目を選定し、スキルマトリックスを作成したうえで、取締役会全体として各項目がカバーされ、経験・専門性の多様性が確保されたバランスのとれた構成になるよう留意しております。

また、独立社外取締役の候補者選定にあたっては、東京証券取引所の独立性に関する基準を満たしていることに加え、他社での経営経験を有する者を含めております。

2023年度は、指名・報酬委員会を8回開催しており、本定時株主総会における取締役の選任に関する議案も、上記と同様の手続きを経ております。

なお、当社では、取締役だけでなく、執行役員までを含むスキルマトリックスを作成し、次世代の人材の育成や登用を進めていくこととしております。

本定時株主総会において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の取締役に加えて、本定時株主総会後に就任予定である執行役員までを含めたスキルマトリックスは次のとおりです。

役員のスキルマトリックス（2024年3月26日時点）

	氏名	ジェンダー	企業経営	業界の知見	製造 研究開発 イノベーション	財務・会計	営業 マーケティング	ガバナンス コンプライアンス リスク管理	人材開発 ダイバーシティ
取締役	高橋 理夫	男性	●	●		●	●	●	
	新谷 竜郎	男性	●	●			●		
	瀨本 真矢	男性	●			●		●	
	宮入 小夜子 <small>社外独立</small>	女性	●						●
	土屋 淳 <small>社外独立</small>	男性	●	●	●		●		
	菊池 祐司 <small>社外独立</small>	男性						●	
監査等委員	高橋 功	男性						●	●
	河合 和宏 <small>社外独立</small>	男性	●			●		●	
	田村 恵子 <small>社外独立</small>	女性						●	
執行役員	松岡 俊博	男性	●	●	●				
	磯貝 幸宏	男性	●	●	●		●		●
	緒方 利明	男性	●	●	●				
	中橋 彰夫	男性		●	●				
	近藤 佳明	男性		●	●				
	清水 英樹	男性		●			●		
	上村 朗	男性				●			
	徳光 篤志	男性	●	●			●		
	佐藤 克典	男性		●			●		
	黒川 秀雄	男性		●	●				
藤井 孝俊	男性							●	
藤間 敏明	男性		●			●			

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。また、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

いむら じゅんこ
井村 順子

(1960年5月7日生)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年4月 宇宙開発事業団（現 宇宙航空研究開発機構）入社
1990年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1993年5月 太田昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入社
1994年8月 公認会計士登録
2005年5月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）パートナー
2011年6月 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー（2018年6月 退任）
2015年9月 多摩大学大学院 客員教授（現任）
2018年7月 井村公認会計士事務所 設立（現任）
2019年6月 株式会社商船三井 社外監査役（2023年6月 退任）
2019年12月 長谷川香料株式会社 社外監査役（2023年12月 退任）
2020年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年6月 東京地下鉄株式会社 社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

多摩大学大学院 客員教授
井村公認会計士事務所 公認会計士
三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役（監査等委員）
東京地下鉄株式会社 社外取締役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として、長年の実務経験と会計に関する専門知識を有しており、社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与したことはありませんが、多数の会社の社外役員を歴任するなど、実績も豊富であり、客観的かつ公正な視点から当社の経営全般への監督・監査を遂行していただくとともに、経営への助言を通じて当社の企業価値の向上に寄与していただくことが期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

0株

候補者番号

2

もり まさお
森 正男

(1957年4月27日生)

履歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
2007年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長（2011年12月 退職）
2011年1月 協和発酵ケミカル株式会社（現 当社） 管理本部 企画管理部長（出向）（2012年1月 転籍）
2012年3月 当社 取締役 企画管理部長
2014年3月 当社 常務取締役・執行役員 事業本部長 兼 業務部長
2015年1月 当社 常務取締役・執行役員 管理本部長（2015年6月 退任）
2015年7月 黒金化成株式会社 入社
2016年3月 同社 常務取締役（2022年3月 退任）
2022年4月 有限会社モリ・エステイト 代表取締役（現任）

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

金融機関における長年の実務経験と会計・監査における幅広い知識を有しております。また、当社及び当社グループにおいても、事業部門、企画部門及び管理部門における責任者を歴任し、経営者としても十分な経験があることから、当社の経営全般への監督・監査をしていただくとともに、経営への助言を通じて当社の企業価値の向上に寄与していただくことが期待できると判断し、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

1,000株

- (注) 1. 井村順子氏及び森正男氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役が就任する場合の優先順位は、森正男氏を第1順位とし、井村順子氏を第2順位とします。ただし、監査等委員である社外取締役が欠けた場合の補欠者は井村順子氏となります。
3. 本議案が承認可決され、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決され、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を更新する予定です。
5. 井村順子氏及び森正男氏は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、当社定款の定めにより、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。
6. 当社は、本議案が承認可決され、井村順子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

取締役（監査等委員である取締役を除く） の報酬枠設定の件

取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2022年3月24日開催の第12回定時株主総会において、取締役に對する報酬等の額改定に関して年額350百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、あらためて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額350百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、招集ご通知35頁<ご参考>に記載のとおりとすることを予定しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、固定報酬及び業績連動報酬（社外取締役は固定報酬のみ）で構成することといたします。本議案の内容は、当該方針に照らし、必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案の内容は、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経ております。以上より、本議案の内容は相当であるものと考えております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の報酬枠設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮して年額70百万円以内と定めることにつきご承認をお願いするものであります。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、招集ご通知35頁<ご参考>に記載のとおりとすることを予定しており、監査等委員である取締役の報酬は、役割と独立性の観点から固定の金銭報酬のみといたします。本議案の内容は、当該方針に照らし、必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案の内容は、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経ております。以上より、本議案の内容は相当であるものと考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬枠設定の件

1. 提案の理由等

当社は、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき継続しております。また、2022年3月24日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、3事業年度ごとに信託に拠出する金銭の上限及び1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限の改定につきご承認いただき現在に至っております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社が監査等委員会設置会社に移行することから、あらためて、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件」における報酬限度額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとする。）に対する本制度に基づく報酬等としてご承認をお願いするものです。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、招集ご通知35頁<ご参考>に記載のとおりとすることを予定しており、本議案の内容は、当該方針に照らし、必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案の内容は、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経ております。以上より、本議案の内容は、相当であるものと考えております。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、原則として取締役*の退任時に、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。その具体的な内容は、以下のとおりです。なお、本制度の概要は、2022年3月24日開催の第12回定時株主総会でご承認いただいた内容から実質的に変更はございません。

*本議案をご承認いただく前は、社外取締役を除く取締役を意味します。

(1) 対象者	取締役（※1）
(2) 対象期間	2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度経過後に開始する3事業年度ごとの期間をいいます。
(3) 信託金額の上限	対象期間ごとに200百万円とします。（※2）（※3）（※4） ご参考：200百万円を原資に取得できる株式数は、2023年12月29日終値（1株当たり2,269円）で換算した場合、88,144株となります。これは2023年12月31日現在の発行済株式総数（自己株式控除後）の約0.2%に相当します。
(4) 給付される当社株式等の数の上限	1事業年度当たりの株式等の数の上限は60,000株とし、発行済株式総数（2023年12月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.2%となります。 具体的には、別途定める「役員株式給付規程」に従い、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを対象者に付与し、付与されたポイントは、（6）の「当社株式等の給付」に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して退任後に株式を給付します。（※4）（※5）
(5) 当社株式の取得方法	（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて取得又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。（※6）
(6) 当社株式等の給付	取締役が退任（監査等委員である取締役を含めた取締役及び執行役員の全てを退任することをいう。）し、「役員株式給付規程」における受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に（4）により算定される当社株式について本信託から給付を受けます。（※7）（※8）
(7) 議決権行使（本信託勘定内の株式に係る取扱い）	議決権は、当社経営への中立性を確保するため、一律に行使しないことといたします。
(8) 配当の取扱い	配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。
(9) その他	上記（1）から（8）を含め、その他本制度の詳細は「役員株式給付規程」に定めます。

（※1）本制度は、取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員（以下、単に「執行役員」という。）も対象としております。

（※2）本制度は、対象期間ごとに当社の取締役（社外取締役を除く。）への交付を行うための株式の取得資金として、合計200百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。今般、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生し、監査等委員会設置会社に移行した場合は、本信託は、受益者要件を満たす者を受益者とする信託として存続させることとします。

- (※ 3) 今後、追加拠出を行う場合、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式等の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、200百万円を上限とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※ 4) 当社は、取締役のほか、執行役員も本制度の対象としております。従って、上記（3）及び（4）については、実際には、執行役員分のコ額及び株式が加算されます。
- (※ 5) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。
- (※ 6) 今後、当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は適時適切に開示いたします。
- (※ 7) 「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合、当該取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の退任日時点の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。
- (※ 8) ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりとする予定です。

1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬等の決定に関する方針

役員報酬に関する基本方針

- ・報酬等は、以下を実現する内容とすることを基本方針とする。
 - ・中長期的な業績向上と企業価値の増大への十分なインセンティブとなる
 - ・多様で優秀な人材を獲得できる競争力を有する
 - ・株主をはじめとするステークホルダーとの利害の共有を図る
- ・上記基本方針に基づき、報酬等は、固定報酬及び業績連動からなる金銭報酬と信託型の業績連動型株式報酬で構成する。
- ・報酬等は、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等（以下、「経営者報酬調査」という。）を活用し、適正な水準に設定する。
- ・個人別の報酬等については、金銭報酬は、取締役会が、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会（以下、単に「指名・報酬委員会」という。）に必ず諮問し、その答申を受け、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定する。代表取締役社長は、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会の討議内容に従って決定しなければならないものとする。業績連動型株式報酬については予め取締役会で定めた「役員株式給付規程」に基づき決定する。

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・報酬等の種類別の割合については、経営者報酬調査において当社と同程度の上場企業をベンチマークした報酬等を参考に、上位の役員ほど業績との連動性が高まる構成を基本とする。
- ・具体的な内容は、指名・報酬委員会が検討のうえ、取締役会に答申する。取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、種類別の報酬割合を決定する。

金銭報酬の個人別の報酬等の額、算定方法の決定に関する方針

- ・取締役の金銭報酬は、概ね固定報酬70%、業績連動報酬30%で構成する役員別基準額を設定する。
- ・固定報酬は、取締役としての役割や役位等に応じて設定された基準額を支給する。
- ・業績連動報酬は、次のとおりとする。
 - ・代表取締役社長については、全社業績に対する責任を明確にするため、全社業績評価のみを反映して算出する。
 - ・他の取締役については、全社業績に対する責任に加え、担当領域における業務執行上の責任を加味し、全社業績と個人業績を反映して算出する。

- ・全社業績の反映にあたっては、当社の事業特性等を踏まえて連結EBITDA（＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却費）を業績評価指標として用いることとし、役位別に設定された業績連動報酬基準額の3分の2に対して年度予算達成率を、3分の1に対して過去5年実績平均値に対する達成率をそれぞれ乗じて算出する。なお、業績評価結果は、翌事業年度の報酬に反映することになる。
- ・個人業績の反映については、各人が担当する領域・部門における成果に対する業績評価結果に基づき予め定められた加算・減算額を適用することとし、指名・報酬委員会での審議を経たうえで決定する。なお、業績評価結果は、翌事業年度の報酬に反映することになる。
- ・固定報酬と業績連動報酬の合計値を金銭報酬の年額とし、12か月で按分した月例の定額報酬を毎月支給する。

□ 株式報酬の内容及び個人別の額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・業績連動型株式報酬においても、連結EBITDAを業績評価指標として用い、連結営業利益で黒字を確保した場合に限ることを条件に、予算達成率（上限120%、下限80%）を用いて次のとおり算出する。
役位別基準ポイントに予算達成率を乗じたポイントを毎年3月に付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する。なお、税務上の対応から、累計ポイントの70%については「1ポイント＝1株」として算出される数の株式を支給し、30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給する。なお、取扱いの詳細は、「役員株式給付規程」で定めることとする。

2. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針

- 客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を踏まえ、金銭報酬による月例の固定報酬のみとする。
- 報酬等の水準は、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、経営者報酬調査を活用して、適正な水準に設定する。
- 個人別の報酬等については、取締役会が、指名・報酬委員会に必ず諮問し、その答申を受け、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が決定する。代表取締役社長は、報酬水準の妥当性及び透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会の討議内容に従って決定しなければならないものとする。

3. 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

- 客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を踏まえ、金銭報酬による月例の固定報酬のみとする。
- 報酬等の水準は、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、経営者報酬調査を活用して適正な水準に設定し、個人別の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

以 上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行に伴い、経済活動の正常化が進み緩やかな回復がみられました。一方、原材料価格・エネルギー価格の上昇や各国のインフレ対策を目的とした金融引き締めの影響など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、機能性材料分野を中心とした積極的な販売展開により、販売数量、売上高は増加しました。また、あらゆるコストが上昇若しくは高止まりしたことを受けて製品への価格転嫁を着実に進めてまいりましたが、在庫メリットの剥落、一部原料調達に支障を生じたこと、国際市況の下落等が減益要因となりました。

それらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は1,152億17百万円（前連結会計年度比0.3%増）、営業利益は99億46百万円（同20.1%減）、経常利益は97億25百万円（同23.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億26百万円（同15.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資については、千葉工場における冷凍機油原料等の生産設備増強を中心に実施し、総額は49億28百万円となりました。

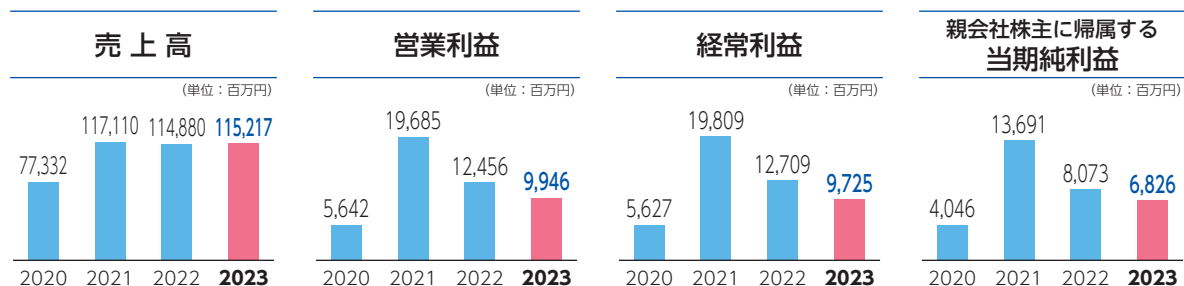
③ 資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパー及び普通社債の発行により資金調達を行っております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年12月期)	第 12 期 (2021年12月期)	第 13 期 (2022年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	77,332	117,110	114,880	115,217
経 常 利 益 (百万円)	5,627	19,809	12,709	9,725
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	4,046	13,691	8,073	6,826
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	109.12	368.95	217.73	184.23
総 資 産 (百万円)	95,508	122,069	131,247	124,498
純 資 産 (百万円)	45,884	57,505	62,066	66,493

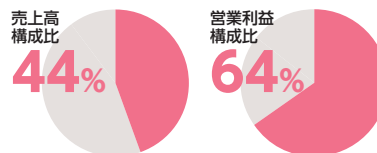


(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値等となっております。なお、売上高以外の数値については、当該会計基準等を適用したことによる数値への影響はありません。

事業分野別の状況

当社グループは、主として石油化学製品の開発・製造・販売を行っておりますが、化学品事業の単一セグメントであるためセグメントごとの記載をしております。なお、事業の概要と主要製品名においては、2023年12月31日現在の状況であります。

機能性材料

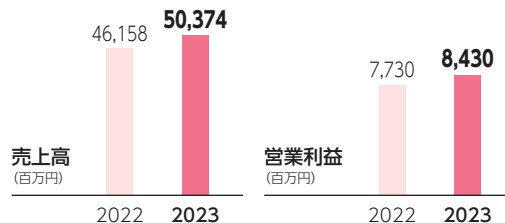


事業の概要

エアコン・冷蔵庫等のコンプレッサーに使用される冷凍機油原料や化粧品原料等の製造・販売。

主要製品名

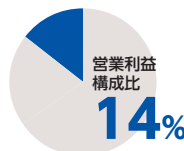
- イソノナン酸
- トリデカノール
- オクチル酸
- 1,3-ブチレングリコール



業績POINT

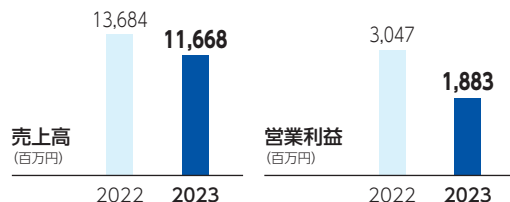
冷凍機油原料は、中国及び米国における不動産不況の影響等によりエアコン市場の成長が減速しましたが、製品値上げや拡販等を実施いたしました。化粧品原料に関しては国内外ともに需要の本格回復には至りませんでした。その結果、売上高は503億74百万円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益は84億30百万円（同9.1%増）と増収増益となりました。

電子材料



事業の概要

半導体や液晶ディスプレイの製造工程で使用される高純度溶剤やレジスト材料等の製造・販売。



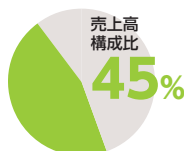
主要製品名

- プロピレングリコールモノメチルエーテル-P
- プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート-P

業績POINT

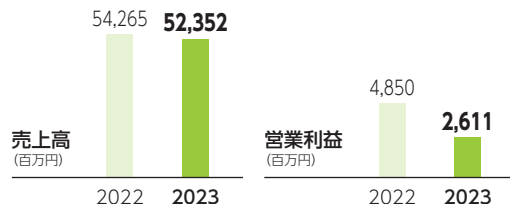
半導体及びディスプレイ市場は、スマートフォンやパソコン、データセンター等の末端需要が年間を通じて低調に推移したことから、売上高116億68百万円（前連結会計年度比14.7%減）、営業利益18億83百万円（同38.2%減）となりました。

基礎化学品



事業の概要

自動車や住宅など様々な産業分野で使用される溶剤や可塑剤原料、樹脂原料等の製造・販売。



主要製品名

- ブタノール
- オクタノール
- イソノニルアルコール
- 酢酸ブチル

業績POINT

国内需要は、自動車生産台数は大きく回復したものの住宅着工件数は弱含みで推移したことから、緩やかな回復に留まりました。また、増加するコストの製品への価格転嫁を進めましたが、在庫メリットの剥落や一部製品における輸入品の流入等により、売上高は523億52百万円（前連結会計年度比3.5%減）、営業利益は26億11百万円（同46.2%減）となりました。

(注) その他の分野の売上高は8億22百万円（前連結会計年度比6.6%増）、営業利益は1億67百万円（同193.0%増）となりました。

なお、事業分野別の状況における「営業利益」の算出に当たっては、全社に共通する管理費用等を配分しておりません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、VISION 2030「世界で輝くスペシャリティケミカル企業」の実現に向け、2022年度を初年度とする第4次中期経営計画を「サステナブル経営の推進」と定め、各施策を推し進めております。しかしながら、外部環境は、中期経営計画の策定時の想定から大きく変化しており、ウクライナや中東情勢といった地政学リスクの高まりや、インフレに伴う各国の金融引き締めなど、世界経済の不透明感が高まっております。

とりわけ、当社グループを取り巻く事業環境は、中国経済の減速や半導体市場の低迷などによる需要減少に加え、物価高騰に伴い原燃料、物流、建設・メンテナンス等の主要コストが著しく増大するなど厳しさを増しております。

このような状況下、まずは業績回復に向けた対策に注力するとともに、併せて中長期的な成長に向けた取組みも着実に推進してまいります。

<2024年度の取組み>

当社グループは、喫緊の課題である高経年化に伴う生産トラブルを低減させるため、予防保全を推進し、プラント設備の維持管理をより高いレベルに引き上げてまいります。さらに、機器異常を初期段階で検知することによりトラブルを未然に防ぐ、予兆診断システムを導入するほか、従業員への安全教育を実施するなど各施策を講じ、安全・安定操業へと繋げてまいります。一方、物価高騰等に伴うコストの増加に対しては、生産効率の最適化などによりコスト削減を図るとともに、適切なタイミングで製品価格に転嫁することで、収益を改善させてまいります。さらに、各業務執行ラインを統括するCxO（最高執行責任者）を新たに設置し、業務執行における権限と責任をより明確化することで、迅速かつ適切な業務遂行を実現いたします。

一方、中長期的な成長に向けた取組みでは、当社の主力製品である冷凍機油原料において、千葉工場での設備能力の増強を計画通り本年夏に完成させ、スムーズな立ち上げを行うことで、拡大する需要を積極的に取り込んでまいります。加えて、グループ会社の黒金化成株式会社で進行中の次世代半導体向け材料設備の増強工事を秋口に完工させ、成長が期待される最先端分野を中心に拡販を図ります。

また、新規事業の創出に向けたスタートアップ企業などとの協業や、既存事業における新製品開発を推進いたします。さらに、事業ポートフォリオの見直しを進め、成長分野への経営資源の投入を加速させてまいります。

カーボンニュートラル実現に向けた取組みとしましては、2023年に決定したCO₂回収装置の設備投資について、2025年初旬の完工に向け、準備を進めてまいります。本装置を用いることで、自社の製造工程において発生するCO₂を回収し、当社のコア技術であるオキソ反応の原料として再利用することが可能となります。

これらの施策を実現するため、引き続き、ビジネス基盤を強化してまいります。具体的には、次世代リーダーの育成や社員の自律的なキャリア形成に向けた施策を拡充するなど、人的資本へ経営資源をより一層投じてまいります。また、プラント高度制御システムや予兆診断システムへのビッグデータの活用、業務改善システム導入による生産性向上、知的財産管理システムの導入など、DXを推進してまいります。

コーポレートガバナンスにつきましては、取締役会の監督機能を一層強化することを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、株価や資本コストを意識した経営の徹底、リスク管理レベルやコンプライアンス意識の向上などにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

以上の取組みを推し進めるとともに、2025年度から始まる第5次中期経営計画へと繋げてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<ご参考>

「VISION 2030」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

URL <https://www.khneochem.co.jp/company/business-plan/vision/>

「第4次中期経営計画」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

URL https://ssl4.eir-parts.net/doc/4189/ir_material_for_fiscal_ym/112443/00.pdf

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
黒 金 化 成 株 式 会 社	90百万円	70.9%	電子情報分野、医療分野向け高性能有機材料等の受託製造
株 式 会 社 黒 金 フ ァ イ ン ズ	10百万円	74.0% (64.0%)	健康食品原料、医薬原料、工業薬品等の販売
KH Neochem Americas, Inc.	870千米ドル	100.0%	化学品の輸出入及び販売

(注) 1. 株式会社黒金ファインズにおける当社の議決権比率の()内の数値は、間接所有割合で内数です。

2. 当社の議決権比率については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 136,200,000株
- ② 発行済株式の総数 37,149,400株 (自己株式444株を含む)
- ③ 株主数 7,456名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,453,500	14.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,442,300	9.27
東ソー株式会社	1,852,000	4.99
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,571,110	4.23
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	1,092,200	2.94
TAIYO FUND, L.P.	1,056,100	2.84
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	956,502	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	928,400	2.50
TAIYO HANEI FUND, L.P.	838,700	2.26
GOVERNMENT OF NORWAY	733,503	1.97

(注) 持株比率については、発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出し、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 当社が保有する政策保有株式について

① 政策保有株式の保有状況

当社は、企業価値向上を目的とし、相互に経営方針や事業内容、販売・購入等の取引の重要性を理解し、中長期的な視点で取引の維持やシナジーの創出が重要と考えられる企業の株式（以下、「政策保有株式」という。）を保有しております。2023年12月末現在の貸借対照表における政策保有株式の資産計上額は55億89百万円、純資産合計に対する比率は9.4%、連結純資産合計に対する比率は8.4%となりますが、そのうち約4割が非上場株式です。さらにそのうちの約9割を占めているのが、主要原料の安定調達やコンビナート全体での効率的な事業運営を行うために関係各社が共同出資して設立した主要原料の生産会社や共同設備の管理会社の株式、さらに新規事業の創出に向け投資したスタートアップ企業の株式であり、まさに事業投資の一環として保有しているものです。

政策保有株式については、上場する個別の株式の評価損益や株主還元、発行企業の財務状況、当社との取引状況、コンプライアンス違反の有無等を個別に確認しております。また、製品販売等による当社収益寄与のほか、資本コストとの比較、市場情報の取得や研究開発への取組み等を総合的に考慮し、中長期視点で保有の是非を検討したうえで、毎年、取締役会で協議・検証を行っております。その結果、現在及び将来にわたり保有の妥当性が認められないとされた株式は保有いたしません。

なお、2023年においては、上記の方針を踏まえ、上場株式及び非上場株式合わせて3銘柄を売却し、2023年12月末現在の保有銘柄数は22銘柄（うち上場株式7銘柄）となっています。

② 政策保有株式にかかる議決権の行使

当社は、議決権行使にあたっては発行企業の経営及び財務状況、コンプライアンス違反の有無等を検証し、議案への賛否を判断しております。これらは財務担当部門、法務担当部門、取引の主管部門等が個別に検証し、必要に応じ発行企業と対話のうえ、総合的に判断しております。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	高 橋 理 夫	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	松 岡 俊 博	管掌：生産技術、知的財産、環境、保安・安全、品質保証
取 締 役 常 務 執 行 役 員	新 谷 竜 郎	管掌：経営戦略、購買、マーケティング、営業、物流
取 締 役 常 務 執 行 役 員	濱 本 真 矢	管掌：経理・財務、IR、広報、総務、法務・コンプライアンス、 内部統制、リスク管理、ESG推進
取 締 役 常 務 執 行 役 員	磯 貝 幸 宏	管掌：人事、IT戦略、研究開発、情報セキュリティ
社外取締役 (独立役員)	宮 入 小 夜 子	株式会社スコラ・コンサルト パートナー 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役 日本製罐株式会社 社外取締役
社外取締役 (独立役員)	土 屋 淳	株式会社土屋インターナショナルコンサルティング 代表取締役社長 綜研化学株式会社 社外取締役
社外取締役 (独立役員)	菊 池 祐 司	東京八丁堀法律事務所 パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	大 戸 徳 男	
社外監査役 (独立役員)	河 合 和 宏	株式会社きらぼし銀行 社外監査役
社外監査役 (独立役員)	田 村 恵 子	あさひ法律事務所 パートナー弁護士 農中信託銀行株式会社 社外監査役

(注) 1. 宮入小夜子氏の戸籍上の氏名は、茨城小夜子です。

2. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

3. 当事業年度中の会社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、以下のとおりです。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
松岡 俊博	管掌：購買、生産技術、環境、保安・安全、品質保証	管掌：生産技術、知的財産、環境、保安・安全、品質保証	2023年4月1日
新谷 竜郎	管掌：経営戦略、マーケティング、営業、物流	管掌：経営戦略、購買、マーケティング、営業、物流	2023年4月1日
磯貝 幸宏	管掌：人事、IT戦略、研究開発、知的財産、情報セキュリティ	管掌：人事、IT戦略、研究開発、情報セキュリティ	2023年4月1日

4. 大戸徳男氏、河合和宏氏及び田村恵子氏は、以下のとおり、当社監査役としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ①大戸徳男氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ②河合和宏氏は、金融機関等における長年の業務経験及び監査役の経験があります。
 - ③田村恵子氏は、弁護士として、金融分野及び企業法務について豊富な専門知識を有しているほか、金融機関等における監査役等の経験があります。
5. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役（3名）及び監査役（3名）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は全役員（子会社役員等を含む。）であり、保険料はすべて当社で負担しております。
7. 当社は、宮入小夜子氏、土屋淳氏、菊池祐司氏、河合和宏氏及び田村恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(ご参考) 執行役員の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	緒方利明	生産技術部長
常務執行役員	高橋功	経営管理部長
執行役員	中橋彰夫	千葉工場長
執行役員	近藤佳明	環境保安・品質保証部長
執行役員	清水英樹	購買部長
執行役員	上村朗	経理財務部長
執行役員	徳光篤志	黒金化成株式会社 出向 (代表取締役社長)
執行役員	佐藤克典	事業部長
執行役員	黒川秀雄	四日市工場長
執行役員	藤井孝俊	人事部長

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

	員 数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		金銭報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (3)	144 (25)	50 (-)	24 (-)	219 (25)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	36 (14)	- (-)	- (-)	36 (14)
合 計 (うち社外役員)	11 (5)	180 (39)	50 (-)	24 (-)	255 (39)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬については、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき導入し、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき継続しております。また、2022年3月24日開催の第12回定時株主総会の決議（3事業年度ごとに信託に拠出する金銭の上限及び1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限につき改定）に基づき改定された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

a. 業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容及びその選定の理由

当社は持続的な企業価値の向上を実現するため、成長性や効率性の向上に努めており、取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬においては、当社の事業特性等を踏まえ連結EBITDA（＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却費）を指標としています。

・業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は、取締役（社外取締役を除く。）を対象に業績連動報酬を金銭報酬及び株式報酬それぞれに導入しています。金銭報酬における業績連動報酬は、連結EBITDAの年度予算達成率、過去5年平均達成率を用いて算出しております。その具体的な支給にあたっては、固定報酬との合計額を金銭報酬の年額として、12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしております。

株式報酬である業績連動報酬につきまは、2018年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入し、2021年3月23日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき継続しております。また、2022年3月24日開催の第12回定時株主総会の決議に基づき、3事業年度ごとに信託に拠出する金銭の上限及び1事業年度当たり付与するポイント数（株式数）の上限につき改定しております。当該制度は、業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当該制度においては、連結営業利益で黒字を確保した場合に限ることを条件に、連結EBITDAの年度予算達成率を用いて算出して毎年3月にポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給します。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%について、「1ポイント＝1株」として算出される数の

当社株式を支給し、累計ポイントの30%については、退任日時点の株式時価を乗じて算出された額を金銭で支給するものです。

なお、取扱いの詳細は、取締役会で決定する「役員株式給付規程」において定めております。

・業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結EBITDAの推移は以下のとおりです。

	第8期～第12期 平均値 (2017年12月期～2021年12月期)	第13期 (2022年12月期)	第14期 (当事業年度) (2023年12月期)
連結EBITDA (百万円)	15,117	16,750	14,599

b. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬制度の内容は、上記「業績連動報酬等の額又は数の算定方法」に記載のとおりですが、当事業年度に係る報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に付与する上記ポイントは合計10,475ポイントとなりました。

c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役及び監査役の報酬等の上限は、以下のとおり決議されております。

対象者	報酬等の種類	上限の額及びポイント数(株式数)	株主総会決議	左記総会終結時点の 対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額350百万円以内 (うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務の場合の使用人分給与は含みません。)	2022年3月24日開催の第12回定時株主総会	8名 (うち社外取締役3名)
取締役 (社外取締役を除く)	株式報酬	・3事業年度ごとに200百万円を上限とした金銭を信託に拠出 ・1事業年度当たり付与するポイント数(株式数)の上限: 60,000ポイント(60,000株)	2022年3月24日開催の第12回定時株主総会	5名
監査役	金銭報酬	年額50百万円以内	2011年3月31日付の臨時株主総会	3名

d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会に対して、当社の取締役の報酬等の見直しの検討を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年1月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、以下を基本方針としています。

✓中長期的な業績向上と企業価値の増大への十分なインセンティブとなる

- ✓多様で優秀な人材を獲得できる競争力を有する
- ✓株主をはじめとするステークホルダーとの利害の共有を図る

取締役（社外取締役を除く。）の具体的な報酬は、固定報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬並びに信託型の業績連動型株式報酬で構成することとしています。報酬等の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等（以下、「経営者報酬調査」という。）を活用し、適正な水準に設定することとしています。

このうち金銭報酬の固定報酬は、取締役としての役割や役位等に応じた年額の基準額を12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。また、金銭報酬の業績連動報酬及び業績連動型株式報酬に関する方針は、上記「a. 業績連動報酬等に関する事項」及び「b. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容」に記載のとおりです。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとしています。

e. 取締役の報酬等の種類別の割合

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、経営者報酬調査において当社と同程度の上場企業をベンチマークした報酬等を参考に、上位の役位ほど業績連動ウエイト、株式報酬ウエイトが高まる構成を基本としています。

具体的な内容は、任意の指名・報酬委員会が検討のうえ、取締役会に答申し、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、種類別の報酬割合を決定することとしています。

f. 第三者への委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、金銭報酬については、代表取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することとしています。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に原案の立案を諮問し答申を得たうえで、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

g. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

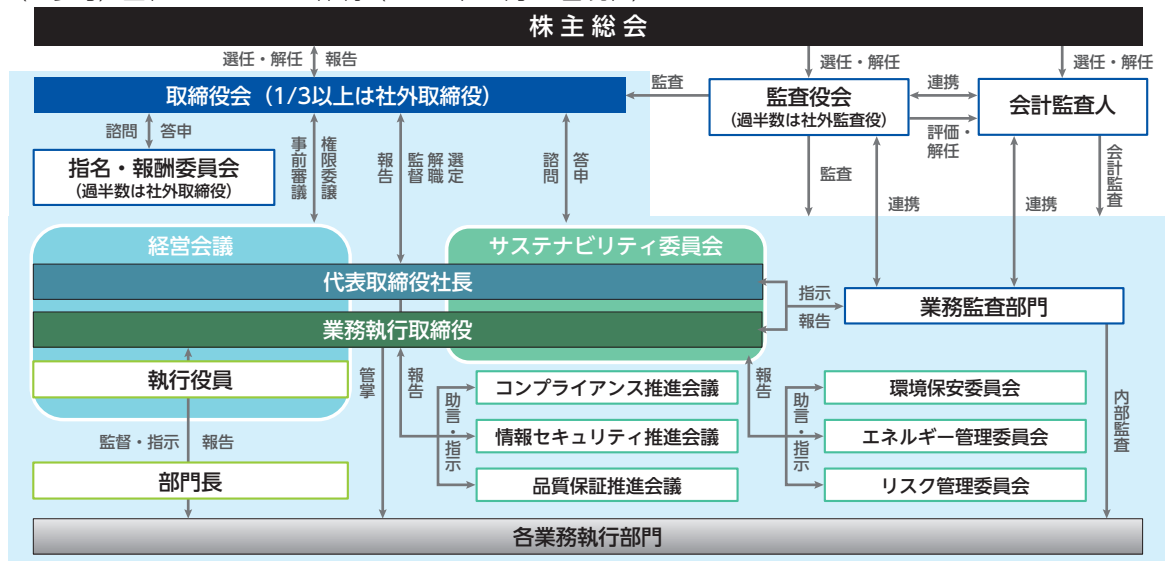
h. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2023年3月24日開催の取締役会において代表取締役社長 社長執行役員 高橋理夫に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

③ 社外役員に関する事項

氏 名	地 位	出 席 状 況	主 な 活 動 状 況
宮 入 小夜子	社外取締役	取締役会 16 / 16回	主に組織・人材開発における専門的見地から、人材育成や従業員エンゲージメントの向上に関し意見・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全8回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
土 屋 淳	社外取締役	取締役会 16 / 16回	主に経営及び技術的見地から、当社のビジネス全般に関し意見・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された全8回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
菊 池 祐 司	社外取締役	取締役会 16 / 16回	主に弁護士としての専門的見地から、リスク管理、コーポレートガバナンスの強化に関し意見・提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された全8回の委員会に全て出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
河 合 和 宏	社外監査役	取締役会 16 / 16回 監査役会 12 / 12回	財務会計における専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、特に内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
田 村 恵 子	社外監査役	取締役会 16 / 16回 監査役会 12 / 12回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、特にコーポレートガバナンスの体制について適宜、必要な発言を行っております。

(ご参考) 当社のガバナンス体制 (2023年12月31日現在)



●取締役会

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促し、適切な企業統治体制の構築とその運営に努めるとともに、重要な業務執行の意思決定機関として法令・定款に定められた事項や、その他経営上の重要な事項を決定するほか、取締役の職務執行の監督機関として機能しています。取締役会は、社外取締役3名を含む8名の取締役で構成されており、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行える体制としています。

●監査役及び監査役会

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。また、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見交換、協議を行うなどにより相互に連携を図っています。監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成されており、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討など、相互に連携を図っています。

●指名・報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役及び執行役員の指名・報酬にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と透明性を確保することを目的に、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しています。

●サステナビリティ委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役会又は経営会議決議事項、もしくは社長決裁事項等のうち、サステナビリティにかかる事項、その他サステナビリティに関する重要な事項につき、審議、答申及びモニタリングを行い、経営計画等に反映することを目的に、経営戦略管掌取締役を委員長とし、業務執行取締役を委員として構成するサステナビリティ委員会を設置しております。また委員長は、必要に応じて、環境保安委員会、エネルギー管理委員会、リスク管理委員会からサステナビリティ委員会に対し、報告を求めることができます。

●経営会議

当社は、取締役会から委任された当社の業務執行に関する重要な事項を決定するため、また取締役会に付議すべき事項の事前審議を行う会議体として、経営会議を設置しております。経営会議は原則として月1回開催しており、常勤監査役も出席しております。

●各種専門委員会及び推進会議

全社的な意思決定を補完・補強するガバナンス上重要な会議体として、専門的な事項について検討・審議し、意思決定に必要な分析や報告を行う、管掌取締役を委員長とする専門委員会と決裁規程及び組織規程に基づく部門長の専属決定事項に関し、意思決定及び業務執行に必要な審議並びに全社的な施策の策定・推進、啓発・研修、情報共有のために定期開催する推進会議を設置しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,244	流 動 負 債	51,332
現金及び預金	9,684	支払手形及び買掛金	25,825
受取手形、売掛金及び契約資産	32,699	短期借入金	9,820
商品及び製品	15,966	1年内償還予定の社債	5,000
仕掛品	590	リース債務	118
原材料及び貯蔵品	3,532	未払金	5,536
その他	3,778	未払法人税等	1,906
貸倒引当金	△6	修繕引当金	2,476
固 定 資 産	58,253	その他	648
有 形 固 定 資 産	46,762	固 定 負 債	6,672
建物及び構築物	7,562	リース債務	1,447
機械装置及び運搬具	9,648	繰延税金負債	2,547
土地	17,549	退職給付に係る負債	2,358
リース資産	1,341	役員株式給付引当金	164
建設仮勘定	8,431	その他	153
その他	2,228	負 債 合 計	58,004
無 形 固 定 資 産	1,535	純 資 産 の 部	
のれん	974	株 主 資 本	62,030
その他	560	資本金	8,855
投 資 そ の 他 の 資 産	9,955	資本剰余金	6,203
投資有価証券	6,899	利益剰余金	47,239
退職給付に係る資産	2,486	自己株式	△267
繰延税金資産	192	その他の包括利益累計額	1,713
その他	379	その他有価証券評価差額金	1,136
貸倒引当金	△1	繰延ヘッジ損益	△4
資 産 合 計	124,498	為替換算調整勘定	107
		退職給付に係る調整累計額	474
		非支配株主持分	2,748
		純 資 産 合 計	66,493
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	124,498

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		115,217
売上原価		93,279
売上総利益		21,937
販売費及び一般管理費		11,991
営業利益		9,946
営業外収益		
受取利息及び配当金	175	
持分法による投資利益	263	
保険解約返戻金	103	
その他の	190	732
営業外費用		
支払利息	81	
支払分担金	108	
固定資産処分損	610	
支払解決金	100	
その他の	53	954
経常利益		9,725
税金等調整前当期純利益		9,725
法人税、住民税及び事業税	3,139	
法人税等調整額	△344	2,795
当期純利益		6,929
非支配株主に帰属する当期純利益		103
親会社株主に帰属する当期純利益		6,826

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	62,462	流 動 負 債	53,140
現金及び預金	7,969	買掛金	25,063
電子記録債権	24	短期借入金	13,020
売掛金	32,939	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	14,073	リース債務	96
仕掛品	491	未払金	5,089
原材料及び貯蔵品	3,262	未払法人税等	1,882
未収入金	2,515	預り金	305
その他	1,185	修繕引当金	2,476
固 定 資 産	56,185	その他	206
有 形 固 定 資 産	42,594	固 定 負 債	6,155
建物	3,420	リース債務	1,416
構築物	2,411	繰延税金負債	2,437
機械及び装置	8,719	退職給付引当金	2,099
車両運搬具	1	役員株式給付引当金	164
工具、器具及び備品	910	その他	37
土地	16,628	負 債 合 計	59,295
リース資産	1,288	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	8,089	株 主 資 本	58,220
その他	1,124	資本金	8,855
無 形 固 定 資 産	1,492	資本剰余金	5,355
のれん	974	資本準備金	5,355
ソフトウェア	516	利益剰余金	44,277
その他	1	その他利益剰余金	44,277
投資その他の資産	12,098	繰越利益剰余金	44,277
投資有価証券	5,589	自己株式	△267
関係会社株式	4,240	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,131
前払年金費用	1,989	その他有価証券評価差額金	1,136
その他	279	繰延ヘッジ損益	△4
資 産 合 計	118,647	純 資 産 合 計	59,352
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	118,647

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 1 月 1 日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		109,040
売 上 原 価		89,105
売 上 総 利 益		19,934
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,694
営 業 利 益		9,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,005	
そ の 他	182	1,188
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
支 払 分 担 金	108	
固 定 資 産 処 分 損	606	
支 払 解 決 金	100	
そ の 他	42	943
経 常 利 益		9,484
税 引 前 当 期 純 利 益		9,484
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,889	
法 人 税 等 調 整 額	△348	2,541
当 期 純 利 益		6,943

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 武 井 雄 次
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KHネオケム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KHネオケム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 武 井 雄 次
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KHネオケム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

KHネオケム株式会社 監査役会

常勤監査役 大 戸 徳 男 ㊞

社外監査役 河 合 和 宏 ㊞

社外監査役 田 村 恵 子 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1（コレド室町1）
日本橋三井ホール（受付：4階）
TEL 03-5200-3210

交通



三越前駅

A6出口横
直結

東京メトロ
銀座線

東京メトロ
半蔵門線

新日本橋駅

地下道
直結

JR
総武快速線

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。